

日野市行財政改革推進懇談会(第4期)報告書

平成22年3月

日野市行財政改革推進懇談会

目 次

はじめに	2
1. 平成20、21年度実施期間内容の検証と総括 ～第3次行財政改革大綱・実施計画～	3
2. 第4次行財政改革大綱策定に向けて新たな視点	5
3. おわりに	6
《参考資料》	7

- 第3次行財政改革大綱・集中改革プラン策定経過
- 第4期行財政改革推進懇談会の開催経過
- 第4期行財政改革推進懇談会委員名簿
- 日野市行財政改革推進懇談会設置要綱

はじめに

平成17年度に策定しました「第3次日野市行財政改革大綱（集中改革プラン）・実施計画」605項目について、平成20、21年度における日野市の行財政改革の進捗状況を、これまで各種資料に基づき、担当課や事務局から説明を求め、議論を進めてきました。

第三セクター（外郭団体）の見直しとして、特別養護老人ホーム浅川苑及び浅川苑サービスセンター運営の民間移譲が正式に平成20年4月に行われたこと、民間委託の推進として、小学校給食調理業務の民間委託を3校実施した等、着実に一定の成果を挙げてきたことには、高く評価をするところです。

今後については、一層厳しくなる財政状況や多様化する市民ニーズに応えるためにも、効率的な行政運営を実施することが求められています。

「日野市行財政改革推進懇談会」（以下「行革懇談会」という。）は、適正かつ効率的な市政の推進を図る目的で平成11年に設置され、第4期の行革懇談会では日野市が取り組む第3次日野市行財政改革大綱（集中改革プラン）・実施計画進行管理の外部評価機関として、平成20年5月第1回懇談会以後、これまで2年間にわたり7回の議論を重ね総括しつつ、ここに意見を集約いたしましたので、ご報告申し上げます。

本報告書が、市職員の今後の行財政改革の改善・推進に役立つことを期待します。

また、市行政に対する市民の関心を高めることに貢献できれば幸いです。

日野市行財政改革推進懇談会(第4期)会長

住川 健

1. 平成20、21年度実施期間内容の検証と総括

～第3次行財政改革大綱・実施計画～

第3次行革の取組みを具体的に定めたものが、第3次行財政改革大綱実施計画（以下「行革実施計画」という。）です。行革実施計画には、定員管理の適正化など、全部で605の改革項目が掲げられ、具体的な年度計画（平成17年～平成22年度）に基づき、人員削減見込み人数・効果見込み額が示されています。

行革懇談会として、行革実施計画において進行管理・評価を行う下記の改革項目を選択し、議論を行ってきました。

(1) 病院経営の健全化

市立病院の経営健全化は、日野市にとって主要課題のひとつです。病院改革の指針（総務省）「公立病院改革ガイドライン」に基づき「病院改革プラン」が策定された。

市民のための市立病院として今後存続させるため、このプランに基づき「経営収支比率」「職員給与費比率」「病床利用率」等指標の改善を中心に経営効率化を進め、真に必要な公立病院の持続可能な経営をさらに目指し、経営の効率化と一層の経営改善に努められるよう、強く要望する。

(2) 高齢者施策

高齢者施策については、高齢者とその家族が、自分らしくいきいきとした人生を送れるよう、住み慣れた地域における在宅・施設サービスの充実と、行政・地域住民・事業者等の協力体制に基づき「見守り支援ネットワーク事業」も含めたセーフティネットの構築が急がれている。

また、少子高齢化社会の進展による社会保障費増大や多様化する市民ニーズに対応していくためには、これまでのように行政中心によるサービスの提供から、「民間で可能なものは民間に委ねていく」という考えのもと、アウトソーシング（業務を外注すること）を推進し、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることも必要である。

(3) 職員の人材育成と事務効率化

地方分権社会が叫ばれている中、「日野市人材育成基本方針」等に基づき、職員一人ひとりの資質向上を図るために、自主・自律型の人材を育成し、職員の意欲と能力に応える人事・給与制度の構築はもとより、職場の活性化や連帯感の醸成、組織内での情報の共有化を進めるための仕組みづくりをされることを

強く要望する。

(4) 使用料・手数料

「適正な受益と負担」の観点から使用料・手数料は、改革項目として位置づけられている。

それらの検討にあたって、現状では使用料については法律で徴収できない施設も含まれ、手数料についても基準に基づいて徴収しているものも含まれている。

その上で、市民負担の適正化、公平性の観点から、受益者負担率をどう設定するか、収入によって料金の軽減も図るべきことも含め市内プロジェクトチームで、基準・概要の取りまとめを行っている。

今後これらの結果については、市民にわかりやすく説明をお願いしたい。

(5) まちづくり

道路財源の問題もあり、平成20年度補助金13億円が凍結になりましたが、現政権下におけるその後の財政確保の復活により、都市計画道路3・4・14号線（一番橋通り）の整備が完成間近と聞いている。

今後は、旧国道20号線と日野宿をどう整備していくのか、また、南北の交通網をどのように整えていくのか、主要幹線道路や自転車道、歩道の整備についても財源の確保にあわせ検討してほしい。

(6) CO₂削減（ふだん着でCO₂をへらそう）

CO₂削減の取り組みとして、平成20年8月22日「ふだん着でCO₂をへらそう」実行委員会を立ち上げ、全市的な運動を拡げてきた。その結果、15,701世帯の家庭と、350の事業所と協定を締結することができ、全てを取組んだ場合、7,487トンが削減されることになるという聞いている。

今後も、この取り組みを更に多くの市民・事業者に広げるための施策及び公共施設での取り組みも検討してほしい。

2. 第4次行財政改革大綱策定に向けて新たな視点

第4次行財政改革大綱の策定にあたっては、今後の社会経済情勢を踏まえ以下の視点を留意していただきたい。また市民一人ひとりが、行財政改革の実施が真に無駄を削りそれにより市民サービスの向上に繋がっていることを、実感できるような取組みとしていただきたい。

(1) 「公民協働」による行財政改革の推進

～「自治意識」の高揚から「地域力」の創出を～

長引く不況・社会構造の変化の中でも日野の街を持続させてゆくには、行政自らが行うサービス(行政の守備範囲)を見直すことが不可欠です。“自分達にできることは自分達です”という「自治意識」の高まりを目指し、市民一人ひとりの協働による、いわゆる「地域力」の創出が重要となります。

ただし、その過程では真の弱者への対応や職員の意識改革・積極的な情報公開等が必要であることは言うまでもありません。

あせらず腰を据えて取り組むことで、地域主権のもと「公民協働」の実現を望みます。

(2) 行政運営のあり方を改革

～「自治意識」の高揚を図る情報発信を～

「公民協働」を目指していくには、市の情報発信が重要です。

福祉・環境・安全安心・教育・病院などの重点事業について、あらゆる媒体を通して市民にわかりやすい情報発信が必要となります。同時に、市政への市民参画を促す努力も今まで以上にしていかなければなりません。

市民への情報の発信とその共有により、公民ネットワークを構築できるはず

(3) 更なる行革の充実を

～行革の成果を実感できる仕組みに～

これまで第3次行財政改革において実施してきた内容についても今後、更に行革を進め財政の健全化を推進していただきたい。

例えば人員・給与・歳入・民間委託等の分野に、具体的数値目標を取り入れ、

市民に結果がわかりやすく実感できるものとしていただきたい。

また、平成16年度より開始した行政評価システムに基づく評価結果を市として積極的に行政運営に反映させていく仕組みを充実していただきたい。

3. おわりに

日野市の財政状況は硬直化が一段と進んでおり、一層の行財政改革への取り組みが求められるところです。

しかしながら、行財政改革とは、単なる経費節約、増収を計るだけではなく、市の仕事の効率性と質を向上させ、市民の皆さまへのサービス効果を高めることでもあります。

市税は地方財政の根幹をなすものであり、徴収率の向上については、第3次行革実施計画に掲げた目標数値の達成を目指し、引き続き努力願います。また、市民サービス向上を目指す上でも、行財政改革計画の実績及び実施状況に対して、行政が直営で行うよりも民間団体等に任せた方が妥当と考えられる業務については、可能なものから民間委託や民営化等を積極的に進めることも必要と考えます。

第4次行財政改革に向けて、公共サービスは行政だけが提供するのではなく、市の考え方「公民協働」「守備範囲の見直し」を、ぜひ市民、企業、NPO 団体なども含め、協働で取り組む仕組みを考えてほしいこと、さらに行政が必ず取り組まなければいけない「真に必要としている弱者」に対する支援等は、知恵を出し合い組み込んでほしいと期待いたします。

最後に、市職員一人ひとりの方々が、危機的な財政状況に対して緊迫感を持ち、行財政改革に取り組み、市民のための市政を目指していただくことを、第4期行革懇談会7委員一同、祈念して本報告書の結びといたします。

平成22年3月31日

《参考資料》

第3次行財政改革大綱・集中改革プラン策定経過

市民参画により「第3次日野市行財政改革大綱」（以下「第3次行革」という。）が平成18年3月に策定されました。第3次行革では、効率的な行政運営の推進や民間活力の活用など、「市民サービスの向上を目指す行財政改革の取組み」を行うこととしています。

一方、総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日）を定め、地方公務員の定員管理・給与の適正化や行政の役割の重点化を要請しています。特に、定員管理については、具体的な数値目標が示され、平成22年4月1日までに17年4月1日現在の職員数の4.6%以上の純減を図ることとされています。日野市では、この間の職員純減率を国の数値目標を上回る10%（純減数150人）とした集中改革プランを定めました。

第3次行革は、こうした地方改革の内容を掲げた集中改革プランをも包含した内容となっています。

第3次行財政改革

対象期間：平成17年度から平成22年度まで

基本方針：市民サービスの向上を目指した取組みとする

第4期行財政改革推進懇談会の開催経過

日 程	主 な 議 題
平成20年 5月28日 (水)	委嘱状交付、会長選出 平成20年度管理項目の選定及び進行管理の方法
平成20年 10月27日 (月)	平成20年度決算財政指標、使用料・手数料ほか
平成21年 2月16日 (月)	財政非常事態宣言及び市立病院改革プラン 第3次行財政改革大綱実施計画の平成19年度実施状況
平成21年 5月28日 (木)	財政非常事態宣言について再度説明し意見交換ほか
平成21年 10月28日 (水)	第3次行財政改革大綱実施計画実施状況 (現況) 今後の市政運営
平成22年 1月29日 (金)	第4次行財政改革大綱に向けて新たな視点について 懇談会報告書について
平成22年 3月 1日 (月)	懇談会報告書について

第4期行財政改革推進懇談会委員名簿

	氏 名	備 考	
1	おいし あきひと 大石 晃士	公募市民	
2	さかい たけし 酒井 烈	公募市民	
3	たきせ よしひさ 滝瀬 仁久	公募市民	
4	すぎさき こういち 杉崎 耕一	選任 (推薦枠)	代理
5	すみかわ たけし 住川 健	有識者	会長
6	たけい もとふみ 武井 素文	有識者	
7	ふるや たけまさ 古屋 武雅	選任 (推薦枠)	

※敬称略、50音順。

日野市行財政改革推進懇談会設置要綱

平成 11 年 9 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 社会経済構造の急激な変化に対応して、適正かつ効率的な市政の推進を図るために、日野市行財政改革推進懇談会(以下「行革懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 行革懇談会は、次の各号に掲げる事項について自由に討議し、意見交換を行い必要に応じて市長に報告する。

- (1) 第 3 次日野市行財政改革大綱の推進に必要な事項
- (2) 行政評価システムに関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、行財政改革推進に関する事項

(組織)

第 3 条 行革懇談会は、市長が選任する者(以下「委員」という。)7 人以内をもって組織する。

- 2 行革懇談会に会長を置く。
- 3 会長は行革懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任した日から 2 年とし、再任は妨げない。

(会議)

第 5 条 行革懇談会は、市長の求めに応じ会長が招集し、会長が会議の座長を務める。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(謝礼)

第 6 条 委員が行革懇談会の会議に出席したときは、謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第7条 行革懇談会の事務局は、企画部行政管理チームに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行革懇談会に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月9日から施行する。

付 則(平成18年8月16日)

この要綱は、平成18年8月16日から施行する。

日野市企画部行政管理チーム

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1

電 話 042-585-1111 (代) 内線 4401

F A X 042-581-2516

Eメール tokku@city.hino.lg.jp
